

小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、インターネット上の人権侵害の防止及び被害者の支援に関して、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権侵害情報 インターネット上に掲載された主として次の情報をいう。
 - ア 名誉棄損 事実を摘示し、人の社会的信用を低下させる情報
 - イ 侮辱 事実を摘示せずに、人の社会的信用を低下させる情報
 - ウ プライバシー侵害 本人の同意を得ずに掲載された個人識別情報を含む私生活上の情報
 - エ 差別的言動 人種、信条、性別、社会的身分、門地その他これに準じる事由により、公的又は私的生活のあらゆる分野において、基本的人権をはじめとするすべての権利・利益の認識、享有、行使を妨げあるいは害する目的又は効果を有する情報
- (2) 被害者 人権侵害情報により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (3) 行為者 人権侵害情報を発信した者をいう。
- (4) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

（市の責務）

第3条 市は、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を実施する責務を有する。

（市民の役割）

第4条 市民は、自らが行為者となることがないように、人権意識の高揚及びインターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

（連携協力）

第5条 市は、第3条の施策を円滑に推進するため、国、福岡県、支援団体その他の関係機

関と連携を図らなければならない。

(基本的施策)

第6条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民の人権意識の高揚を図るために必要な教育及び啓発
- (2) 市民のインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 被害者の相談支援体制の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

(人権意識の高揚及びインターネットリテラシーの向上)

第7条 市は、インターネット上の人権侵害を防止するため、小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例(平成7年小郡市条例第18号)の規定に基づき、人権教育及び人権啓発を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、学校教育と連携するとともに、研修会、講演会等の開催、教材等の情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(相談支援体制)

第8条 市は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の収集、提供及び助言
 - (2) 専門的知識を有する機関の紹介
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者からの相談対応として必要な事項
- 2 市は、被害者からの相談のほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者からの相談を受けるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。